

令和7年12月22日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和7年12月22日（月） 14時30分～15時33分
- ・1703会議室

2 出席者

教育長	堀 貴雄	事務局職員
委員	村上啓雄	副教育長
委員	打江記代	教育次長
委員	吉田香央里	義務教育総括監
		教育総務課長
		教育総務課教育主管
		教育総務課教育主管
		教育総務課福利厚生室担当主幹
		丹羽容子
		義務教育課長
		高校教育課長
		高校教育課教育主管
		特別支援教育課長
		総合教育センター長心得兼教育研修課長
		高木岳
		体育健康課長
		教育管理課長
		教育財務課長

3 議事日程等

報第3号、議第1号、議第2号、議第3号、議第4号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和7年11月13日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 錄

発 言 者	発 言 内 容
報第1号	教育に関する事務に係る予算（令和7年度12月補正）に対する意見について
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から令和7年第5回県議会定例会の提出議案について意見を求められたため、異議ない旨を専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>資料の5ページ、教育委員会関係の12月補正の歳出予算は、総額で31億6008万6000円を増額するものである。</p> <p>歳出について大きく3点。1点目は人件費。教職員や事務局職員の給与費などについて、人事委員会勧告に伴う給与改定や実績見込みにより補正を行うものである。2点目は、物価高騰に伴う教育費の支援。食材などの物価高騰の影響を踏まえ、県立の特別支援学校及び定時制高等学校の学校給食費の増額分を継続して支援する他、教材費を含む、学用品等に係る物価高騰の影響を踏まえ、非課税世帯等の奨学給付金を加算して支給するための経費を補正するものである。3点目は、農業高校の実習費。県立農業高校における実習費について、物価高騰の影響により値上がりしている農業資材などの経費を増額するものである。</p> <p>説明は以上となる。なお、この補正予算については、教育委員会事務局からの要求に基づいた内容で編成されており、知事に対して異議ない旨回答を行ったものである。</p>
教育長	報第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり承認する。
報第2号	教育に関する事務に係る議案に対する意見について
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和7年第5回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る議案について説明を求められ、11月19日に別添のとおり異議がない旨を専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>具体的には、「知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」のうち、「岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」と、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について」のうち「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」及び「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」となっている。</p> <p>1点目、「知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」説明する。教育長を初めとする特別職は人事委員会勧告の対象外だが、従来から人事院勧告に基づく国家公務員指定職の期末手当改正に準じて対応しているところである。改正内容としては、教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、令和7年12月1日から適用とすることとなっている。</p> <p>2点目、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の改正の概要」について説明する。一般職員の給与については、人事委員会勧告に従い給与改定等を行っている。行政職給料表については、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても、昨年を上回る引き上げを行う国家公務員の改定に準じて、平均で1万988円の引き上げを行う。その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げを行うところである。</p> <p>期末手当及び勤勉手当については、一般職員などの区別はいろいろあるが、支給割</p>

	<p>合を 0.05 月分引き上げたところである。</p> <p>実施時期は、一般職員の給料表の改定及び各種手当の額の改定については令和 7 年 4 月 1 日に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和 7 年 12 月 1 日に適用となる。</p>
教 育 長	報第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり承認する。
事務局報告（政策）	
(1) 過労死等防止啓発月間の取組みについて	
教育管理課 長	<p>11 月に実施した過労死等防止啓発月間の実施結果について報告する。</p> <p>この取組みは、平成 30 年 10 月の県立郡上特別支援学校講師自死事案での和解において、御遺族と約束した取組みの 1 つとして、7 年前から継続して実施をしている。今年度も、事案の風化防止、過労死等の防止、ハラスメントの防止を目的として、県立学校のみならず、事務局も含む県教委すべての所属で実施した。</p> <p>1、職場研修等の (1) の①。事案の風化防止のため、事案の内容や問題点を題材とし、過重労働、ハラスメントの防止を内容とする職場研修を、すべての教職員が参加して実施した。過重労働防止のために、労働時間を正確に記録することの意義や、自分や周りの仕事ぶりを見つめ直すなど、一人一人が気を付けるべき点を再認識とともに、メンタルヘルスやハラスメント等に関する各種相談窓口の紹介も行ったところである。②の今年度の新たな取組みとして、厚生労働省が運営するメンタルヘルスのポータルサイト「こころの耳」を活用し、すべての教職員が動画視聴する形式で、職場ですぐできるセルフケア、不安や怒りの感情とのつき合い方について学んだ。</p> <p>(2) には、研修を踏まえた意見交換で出た主な意見を記している。初任者及び転入者を対象としていたが、多くの所属で先ほどの職場研修後に行うことでのほとんどの教職員が参加をした。主な意見では、県立郡上特別支援学校の講師自死事案については絶対にあってはならないことと強く再認識したという意見や、決して風化させてはいけない事案であり、毎年振り返ることの重要性を感じたという意見があった。また、過労死等の防止については、互いに声をかけ合い、早く帰ろうとする意識が定着しつつあるという意見や、生成 A I は校務効率化にも繋がるため、多くの職員に広げられるよいという意見もあった。動画研修では、手軽にできるセルフケアに取り組みたいという意見の他、怒りや不安を感じることは必ずしも NG ではないということを知ったという意見もあった。</p> <p>2、職場訪問等の (1)。時間外勤務が多い職員を対象に、学校現場の長時間勤務の実態把握と改善に向けた助言・指導を目的として、啓発月間に 16 校、60 名に対し聞き取りを行った。(2)、事務局の保健師が採用 3 年目までの職員などを対象に啓発月間 6 校 22 名に対し、健康相談などを実施した。</p> <p>3、啓発等の (1) (2)。ハラスメント等を受けた際の相談窓口や学校も通さず直接教育管理課に申し出ができる制度等について、メールマガジン等で改めて周知徹底を行った。(3) の①、自己の気付きのために、個々の教職員がチェックシートを使用し、疲労蓄積度の自己診断を行った。また、②は、疲労ストレス特定システムにより、ストレスの状況を測定し、健康管理に役立てるというものであり、また (4)、今年 7 月に実施したストレスチェックで高ストレスと判定された教職員に対し、医師による面接指導を受けるよう働きかけたところである。</p> <p>4、市町村教育委員会における働きかけについては、今回の県の取組みを市町村教育委員会に紹介するとともに、研修資料マニュアル及び相談窓口などの情報を提供し、その活用を呼びかけた。</p>

打江委員	動画研修は、どのぐらいの頻度で行っているのか。
教育管理課長	動画研修については、11月の過労防止月間に加えて、御遺族との約束に基づき、5月にも異なる題材で動画研修を行っている。
事務局報告（その他）	<p>(1) 令和7年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 令和7年第5回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要について</p> <p>(3) 岐阜県における全国レベルの表彰</p> <p>(4) 令和7年度教育委員行事予定について</p>
教育総務課長	<p>令和7年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について説明する。</p> <p>12月に開かれた令和7年第5回岐阜県議会定例会の概要である。議第158号教育委員会委員の任命等については、12月18日の本会議に追加提出がされ同意された。</p> <p>次に、一般質問について、教育委員会関係では、7名の議員から10件の質問をいただいた。今回は、幼児教育センターの設置、学校再編を含めた県立高校の今後のあり方、異学年教育に期待する効果と支援の必要性及び具体的な支援についてなど、幅広い質問をいただいた。</p> <p>詳細については、資料3ページ以降に記載をしている。</p>
教育総務課長	<p>令和7年第5回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要について説明する。</p> <p>令和7年12月15日に開催された教育警察委員会では、令和7年度補正予算及び条例その他議案について審議をいただいた。</p> <p>補正予算の主な内容については、報第1号で説明をさせていただいたとおりである。条例その他議案では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する県の条例を改正するものである。また、その他報告として、異学年集団による学び合いについて及び県立学校の生徒の使用するタブレット端末についての2点を報告した。</p> <p>各委員からの質疑の概要については、資料のとおり。なお、委員会に付託された議案についてはすべて承認をいただいているところである。</p>
教育総務課長	<p>岐阜県における全国レベルの表彰について説明する。</p> <p>初めに、文化部門。今年11月に国内で開催された第14回日韓中高校生フォトコンテストで、県立総合学園高校1年、安田万莉明さんが優秀な成績を収めた。</p> <p>次に、スポーツ部門。今年8月に開催された第21回全日本パラ空手道競技大会組手競技個人戦クラス2で1位となった美濃加茂市立昭和中学校1年、梅田倖成さんをはじめ、カヌー・フェンシングで優秀な成績を収めた。</p> <p>最後に、その他部門。今年9月に開催された第3回全国高校生政策甲子園設定テーマ部門で最優秀賞を受賞した県立岐阜高等学校2年の鈴木一功さん、熊木康太さん、児島颯悟さん、小倉康平さんをはじめ、4つの大会で優秀な成績を収めた。</p>
教育総務課長	<p>令和7年度教育委員行事予定について説明する。</p> <p>前回示した行事予定表から追加変更した箇所のみ報告する。</p> <p>追加修正点は次の4点。</p> <p>1点目。1月上旬から中旬に開催を予定している小中学校管理職・主幹教諭2次選考試験について、7日の午前に吉田委員、8日の午前に村上委員、9日の午後に打江委員に参加いただくこととしている。</p>

	<p>2点目。1月23日金曜日午前10時から、県庁6階で第2回総合教育会議を開催する。9時半までに県庁16階教育長室までお越しいただきたい。また、総合教育会議終了後、定例教育委員会会議を行う予定である。</p> <p>3点目。1月26日全国都道府県教育委員会連合会第2回総会には、職務代理者である村上委員に参加いただく。</p> <p>最後、4点目。2月13日14時半から定例教育委員会会議を行う予定である。</p>
打江委員	次の総合教育会議の提案事項についての説明は事前にあるのか。
教育総務課長	提案の内容については、今、調整をしているところである。現在、国が検討している高校改革に関する基本方針（グランドデザイン）等について、教育委員の皆様から意見いただければということを含めて、検討させていただいている。近日中に、テーマ等について、資料等を送付させていただきたいと考えている。
その他 意見交換	
村上委員	インフルエンザは落ち着きつつはあるものの、年末年始に海外等に行かれる方もいるので、引き続き寒い時は警戒が必要。いつも言うように、体調不良の際は無理をしないことと、症状のある方はマスクをしていただく。それから学校内では、手をよく洗っていただくということに留意願いたい。コロナは大人の病気になってきたので、学校内で大きな問題が起こることはないと考えられるが、家族間での罹患には注意が必要。また、冬場は感染性腸炎にも注意が必要。昨日の報道では、弁当から百何十人の感染者が出たとあった。引き続き冬場の感染症対策のために、先ほど申し上げた対策の周知徹底お願いしたい。
報第3号 職員の表彰について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 教職員の懲戒案件について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 教職員の懲戒案件について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 教職員の懲戒案件について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第4号 教職員の懲戒案件について（非公開案件）	

職員の表彰について諮り、可決された。

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

15時33分、閉会を宣言する。